

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和5年10月 月次研究会



北川 裕之〔麹町〕

## ポイント制度の税務 ～法人税、消費税の取扱いを中心に～

### I はじめに

「ポイント制度」あるいは「ポイントプログラム」とは、商品やサービスを提供する小売事業者等が、消費者の支払った対価等に「ポイント」を付与し、また、消費者が当該ポイントを利用する仕組みである。

ポイントの市場規模が拡大する中で、ポイントの発行側の会計処理に関して、

### II 自社発行ポイントの税務

#### 1 自社発行ポイントの法人税の取扱い

顧客との契約から生じる収益に関する包括的な会計基準として収益認識会計基準が導入され、「履行義務」という新たな概念をベースとして収益の計上単位及び計上時期並びに計上額を認識する会計処理が行われる。

これを踏まえ平成30年度税制改正において、法人税法では新たに資産の販売等に係る収益の計上時期及び計上額を明確化する規定が設けられた(法基通22の2)。(1) 自社発行ポイント等を付与した場合の収益の計上の単位(法基通21-1-1の7) 資産の販売等に伴い、顧

#### 2 自社発行ポイントの消費税の取扱い

客に自己発行ポイント等を付与する場合において、次に掲げる要件の全てに該当するときは、継続要件を条件に、その自己発行ポイント等について当初の資産の販売等とは別の取引に係る収入の一部又は全部の前受けとすることができる。

その自己発行ポイント等の付与の日から10年が経過した日(同日前に次に掲げる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日)の属する事業年度終了の時に

#### 3 自社発行ポイントの具

体例 家電量販店を展開するA社はポイント制度を運営している。A社は、顧客の100円(税込)の購入につき10ポイントを付与する(ただし、ポイント使用部分についてはポイントは付与されない)。顧客は、1ポイントを当該家電量販店グループの1円の商品と交換することができる。X1年度にA社は顧客に1万1000円(税込)の商品を販売し、1100ポイントを付与した(消費税率100%と仮定)。A社は当該ポイントを顧客に付与する重要な権利と認識している。

その付与した自己発行ポイント等が当初資産の販売等の契約を締結しなければ相手方が受け取れない重要な権利を与えるものであること。 (2) その付与した自己発行ポイント等が発行年度ごとに区分して管理されていること。 (3) 法人がその付与した自己発行ポイント等に

### III 他社(共通)発行ポイントの税務

1 他社発行ポイントの付与に係る法人税の取扱い 法人税では他社発行ポイントの付与についての定めはない。他社発行ポイントを顧客に付与した場合には、そのポイント相当額は、その運営・発行会社である他社に対して支払義務を負うこととなる。支払ったポイント相当額は、顧客のポイント利用の有無に拘わらず返還されることはない。したがって、その付与時に運営・発行主体で他社に支払うポイント相当額は、確定債務として、損金算入することが認められると考えられる。

2 他社発行ポイントの付与に係る消費税の取扱い 消費税では、他社発行ポイントを付与した場合の取扱いは定められておらず、ポイント付与に係る消費税の取扱いは明確になっていない。自社の商品を販売するにあたって他社に発行ポイントを付与した場合であっても、その対価を区分するような考え方はなく、対価の全額が課税標準になると考えられる。

#### 4 おわりに

ポイント制度に係る法人税の取扱いは、収益認識会計基準と法人税法は概ね同様の取扱いとなっている。法改正は行われておらず、会計処理及び法人税の取扱いと乖離が生じている。また、他社(共通)ポイントに関する取扱いについては、法令の定めや通達の

取扱いが示されていないため、法人税、消費税ともに明確であるとは言えないと考えられる。ポイント制度の会計処理に関して、中小企業は収益認識会計基準の適用は任意であり、引き続き企業会計原則に基づく実現主義によることができる。

自社発行ポイントの取扱い (単位:円)

	会計処理(収益認識会計基準)		消費税率の取扱い	
	法人税の取扱い		消費税率の取扱い	
商品販売時	現金11,000	売上 ※1 9,091	課税売上上の対価	10,000
		契約負債 ※1 909	課税売上上の対価	1,000
		仮受消費税 1,000	課税売上上の対価	1,000
ポイント使用時	契約負債	909	課税売上上の対価	100
			課税売上上の対価	△1,000
			対価の返還等に係る消費税	△100

※1 取引価格10,000円について、商品の独立販売価格10,000円、ポイントの独立販売価格1,000円の比率で売上と契約負債に按分している。  
商品(売上) : 10,000 × 10,000 ÷ (10,000 + 1,000) = 9,091  
ポイント : 10,000 × 1,000 ÷ (10,000 + 1,000) = 909

また、令和2年1月、国税庁より「共通ポイント制度を利用する事業者(加盟店A)及びポイント会員の一般的な取扱い」が国税庁のホームページに公表されたが、その趣旨や結論に至った理由等は明らかではない。

他社発行ポイント・売手(加盟店A)の取扱い (単位:円)

	会計・収益認識会計基準		消費税率の取扱い	
	法人税の取扱い		消費税率の取扱い	
ポイント付与時	(11,000円(税込)の商品を販売、B社から会員に110ポイント付与)	現金 11,000	課税売上上の対価	10,000
		売上 9,900	課税売上上の対価	1,000
		未払金 110	ポイント(不課税)(注)	100
B社への支払時	(会員に付与された110ポイント相当額をB社へ支払)	未払金 110	-	-
		現金等 110	-	-
ポイント使用時	(110円(税込)の商品を販売、会員が110ポイント使用して決済)	未収金 110	課税売上上の対価	100
		売上 100	課税売上上の対価	10
		仮受消費税 10	-	-
B社からの受領時	(会員が使用した110ポイント相当額をB社から受領)	現金等 110	-	-
		未収金 110	-	-

(注) 加盟店(A)とポイント制度の運営企業(B社)との取引については、対価性がないこと(消費税不課税)を前提とした処理としている。「共通ポイント制度を利用する事業者(加盟店A)及びポイント会員の一般的な取扱い」を一部加工